

## 取引・交渉の現場で役立つ

# 英文契約書の読み方 入門講座

～英文契約書の「読解力」の向上とともに英文契約の総合的な力の底上げを目指す～

### 《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 12月 9日(月) 13:00～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

### 《開催にあたって》

国際取引において契約を結ぶ際には英語の知識はもちろん、それ以上に「どのようなリスクがあり、どのようなポイントに気をつけなければならないのか」という“ビジネス上のリスクを避ける知識”が必要不可欠であるといえます。特に、英米契約法を知らないと、いくら英語が読めても解釈を間違えて、トラブルが発生しかねません。そこで本講座では豊富な実務経験をもつ弁護士を講師にお招きし、基本となる英米契約法の内容をお話していただきながら、特に注意しなければならない条項について詳しく解説していただきます。また、実際の英文契約書を読み進めながら、その裏側にある相手の意図を的確に把握するためのポイントについて学んでいただきます。英文契約書の「読解力」の向上とともに英文契約の総合的な力の底上げにお役に立てるプログラムとなっております。

講師 佐藤経営法律事務所 弁護士・米国公認会計士・公認内部監査人 佐藤孝幸 氏

講師紹介  
早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 国内案件・国際案件を問わず、契約法務、会社法務、金融法務、人事労働法務などの企業法務を専門的に取り扱う。主な著書として『実務契約法講義』(民事法研究会)、『英文契約書の読み方』(かんき出版)、『詳解 監査役の実務』(中央経済社)などがある。



《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191676-0303 (※) 英文契約書の読み方 入門講座

ふりがな 会社名			
住所			
TEL			FAX
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])  
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F 【DM変更連絡】03-5215-3512

### ・プログラム・

#### I. 英米契約法と英文契約書の構造 ～英文契約書はどんなつくりなのか～

1. 法律英語の特徴  
～ なぜ法律英語は難解でむずかしいのか ～
2. 英文契約書に特有の助動詞の使い方
3. ラテン語の多用
4. 同義語・指示語の使い方
5. 英文契約書はどんなつくりなのか

#### II. 英文契約書を読む際にはここに注意!

1. 定義 (Definitions)
2. 現状表明・保証 (Representations and Warranties)
3. 秘密保持義務 (Confidentiality)
4. 契約期間 (Term) と契約関係の終了 (Termination)
5. 救済 (Remedies)
6. 不可抗力 (Force Majeure)
7. 譲渡 (Assignment)
8. 権利の不放弃 (No-Waiver)
9. 通知 (Notices)
10. 分離独立条項 (Severability)
11. 紛争解決 (Dispute)
12. 準拠法 (Governing Law)
13. 完全合意条項 (Entire Agreement) と契約の修正 (Modification)

#### III. 実際に英文契約書を読みながらポイントを押さえる

ライセンス契約書 (License Agreement) を読んでみる

～ 今後も増えるライセンス・ビジネスには必要不可欠! ～

※ 質疑応答を通じて、受講者の疑問にお答えいたします。

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。/※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。